

平成 25 年 8 月 2 日
気象庁地震火山部

お知らせ

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び
配信能力に関するガイドライン」の一部改正について

気象庁では、緊急地震速報をより有効にご利用いただくことを目的に、平成 23 年 4 月に標記ガイドラインを公表しました。

ガイドラインでは、一般に広く認知されている不特定多数向けの報知音として日本放送協会が制作した報知音（以下、NHKチャイム音）の利用を推奨しているところです。

このNHKチャイム音は「災害発生の危険性が高いことを知らせる」ことを目的とする特別な音として制作されており、目的外の利用により鳴動することで、本来の報知音の機能を失うおそれがあります。

このため、NHKチャイム音の利用について、最大予測震度 5 弱以上の場合に使用することとし、別紙のとおりガイドラインを一部改正しましたのでお知らせします。

今後、受信端末の導入や報知内容の設定等にあたっては、今回の一部改正も踏まえ、引き続きガイドラインを活用していただきますよう、また、利用者への周知・説明につきましてもよろしくお願いいたします。

また、気象庁ホームページでもガイドラインを公開しておりますので、併せてお知らせいたします。

URL：http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/ew_receive.html#yohou

本件に関する問合せ先：

地震火山部管理課地震津波防災対策室
TEL03-3212-8341（内線 4665、4666）

緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドラインの一部改正

頁	現行	修正
29	<p>緊急地震速報(業)の館内放送を行う場合は、短い猶予時間の中で適切な行動を促す必要があるため、<u>最初に、NHKチャイム音を2回鳴らした後、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」の文言を2回繰り返し、緊急地震速報(業)が提供されたことと、揺れに対してとるべき行動を端的に伝えることを推奨する。NHKチャイム音は、他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがない、既にテレビやラジオで聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすいという理由から不特定多数向けの報知音として推奨する。</u></p>	<p>緊急地震速報(業)の館内放送を行う場合は、短い猶予時間の中で適切な行動を促す必要があるため、<u>不特定多数向けの報知音としてNHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合のみ)を使用して、緊急地震速報(業)が提供されたことと、揺れに対してとるべき行動を端的に伝えることを推奨する。NHKチャイム音を推奨するのは、他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがない、既にテレビやラジオで聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすいという理由からである。</u></p> <p>(NHKチャイム音の放送例)</p> <p>最初にNHKチャイム音を2回鳴らした後、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」の文言を2回繰り返す。</p>
35	<p>緊急地震速報(業)の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨している<u>NHKチャイム音</u>の他に、REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音、一般的なアラーム音等がある。</p>	<p>緊急地震速報(業)の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨している<u>NHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合のみ)</u>の他に、REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音、一般的なアラーム音等がある。</p>